

法務省が4つの案を提示、複数の方式の創設も

自筆証書遺言が パソコンやスマホで作成可能に

自筆証書遺言をする場合、財産目録については、パソコン等での作成が認められているが、自筆証書遺言自体もパソコンやスマートフォン等により作成することが可能となりそうだ。法務省は7月29日、「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」を公表（9月23日まで意見募集）。中間試案では、現行の方式に加え、遺言の本文をパソコン等により作成した電磁的記録又はプリントアウトした書面による方式を創設することを提案している。

証人の前で口述や民間サービス、法務局での保管で偽造等を防止

中間試案は、政府が令和4年6月7日に閣議決定した「規制改革実施計画」において、規制改革事項の1つとして「自筆証書遺言制度のデジタル化」が挙げられていることを踏まえ、法制審議会民法（遺言関係）部会で令和6年4月から検討してきたものである。

自筆証書で遺言をする場合は、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならないとされているが、中間試案では、現行の方式に加え、遺言の本文をパソコン等により作成した電磁的記録又はプリントアウトした書面による方式を創設とし、4つの案を提示（表参照）。このうちの1つまたは複数の創設することとしている。

具体的に甲1案については、遺言の全文等を電磁的記録により作成することを前提に、証人の立会い及び録音・録画による記録を必要とすることを要件とするもの。偽造の防止の観点から、遺言者が、財産目録を除いた遺言の全文を口述することを要するものとし、その口述を二人以上の証人の面前で行い、かつ口述の状況を録音・録画により記録するこ

とを要することにより、遺言の真意性・真正性の担保や熟慮を促す機会の確保を図ることとし、事後的にも確認することができるものとなっている。また、甲2案は、甲1案と同様、遺言の全文を電磁的記録により作成することを前提とし、証人の立会いを不要とする代わりに、民間事業者の提供する本人確認等のサービスを利用して、証人の立会いに相当する真意性・真正性の担保を図るための措置をとることを要件とするものとなっている。

一方、乙案及び丙案は、遺言の本文を電磁的記録（乙案）又はプリントアウトした書面（丙案）により作成し、公的機関（法務局を想定）で保管して遺言する方式である。保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら保管申請を行った上で、遺言の全文を口述することにより、真意性・真正性の担保が図られるとしている。

なお、以上、4つの案については、遺言者の意思によって作成されたものであれば、遺言者以外の者が作成したものであっても要件を欠くことにはならないとしている。